〔11月20日付連邦官報、メキシコ鉄道システムにおける公共旅客鉄道輸送サービスの提供を国家開発の優先分野とする政令より抜粋〕

第1条

メキシコ鉄道システムにおける公共旅客鉄道輸送サービスの提供を国家開発の優先分野とする。

第2条

鉄道のコンセッションを受けた一般路線において、公共旅客鉄道サービスを優先し、公共鉄道貨物 輸送サービスは、それぞれのコンセッションの規定に基づいて尊重されるものとする。

第3条

公共鉄道貨物サービスのコンセッション保有者は、コンセッションが付与された鉄道内で旅客鉄道サービスを実施するための提案を最初に行うことができる。関心のある者は、インフラ通信運輸省に対して 2024 年 1 月 15 日までに提案書を提出しなければならない。

第4条

公共鉄道貨物サービスのコンセッション保有者が、旅客サービスを提供するための投資、工期、線路の近代化など実現可能な提案ができない場合、または期間内に関心を示さない場合、連邦政府はインフラ通信運輸省を通じて、既にとマヤ鉄道やテワンテペック地峡鉄道を運営している国防省や海軍省または、旅客鉄道サービスに関心を持ち、提案書を提出した第三者にコンセッションを付与

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

することができる。旅客鉄道サービスを優先する最初の7路線は下記のとおりであり、駅の設置については、1995年以前に存在し、運営されていた駅の場所を優先的に考慮しなければならない。

- 1. メキシコーベラクルスーコアツァコアルコス区間列車
- 2. フェリペ・アンヘレス新国際空港(AIFA) パチューカ都市間列車
- 3. メキシコーケレタローレオンーアグアスカリエンテス区間列車
- 4. マンサニージョーコリマーグアダラハラーイラプアト区間列車
- 5. メキシコーサンルイスポトシーモンテレイーヌエボラレド区間列車
- 6. メキシコーケレタローグアダラハラーテピックーマサトランーノガレス区間列車
- 7. アグアスカリエンテス-チワワーシウダフアレス区間列車

第5条

貨物および旅客鉄道における公共サービスの規制は、本政令の施行と同様に、インフラ通信運輸 省および鉄道運輸規制庁が担当し、それぞれの権限の範囲内で遂行する。